

6. 障害者に対する施設サービス・在宅サービス・就労援助等の関連について

区分	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	老人福祉法	老人保健法
生活施設	身体障害者療護施設 身体障害者福祉ホーム 通所ホーム（自宅等がない人）	知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム	精神障害者福祉ホーム	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	老人保健施設 (痴呆棟あり)
生活施設 (地域利用施設)	身体障害者福祉センター (A型) 身体障害者福祉センター (B型)				
更生施設	重度身体障害者更生援護施設 肢体不自由者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 視覚障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者自立支援事業	知的障害者更生施設 (入所・通所)	精神障害者生活訓練 (援護寮)		
作業施設	身体障害者授産施設 身体障害者通所授産施設 重度身体障害者授産施設 身体障害者福祉工場 障害者福祉作業所	知的障害者授産施設 (入所・通所) 知的障害者福祉工場	精神障害者授産施設 (入所・通所) 精神障害者福祉工場		
地域利用施設	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視覚障害者情報提供施設 ・点字図書館 ・点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設 盲人ホーム				
就労援助 (企業・行政)	障害者職業センター (広域・地域)	職親委託 職業準備訓練（ワークトレーニング社） 地域開発援助 障害者雇用支援センター			
在宅サービス (生活援助)	身体障害者デイサービス 身体障害者ショートステイ 身体障害者ホームヘルプサービス 身体障害者ガイドヘルパー 在宅重度身体障害者訪問診査 日常生活用具の給付・貸与 補装具給付事業 更生医療 通所援護事業 (小規模作業所)	心身障害者デイサービスセンター 心身障害者ショートステイ 心身障害者ホームヘルプサービス 心身障害者一時介護 障害者地域療育等支援 (コーディネーター) 知的障害者生活支援 (生活支援ワーカー) 日常生活用具の給付・貸与 地域生活援助事業 (グループホーム) 通所援護事業(小規模作業所)	地域生活援助事業（グループホーム） 精神障害者ショートステイ 精神障害者社会適応訓練 精神障害者地域生活援助事業 精神科デイケア 通所援護事業(小規模作業所)	在宅介護支援センター (24時間) 高齢者デイサービス 高齢者ショートステイ 高齢者ホームヘルプサービス 痴呆対応型老人共同生活援助事業 高齢者在宅生活支援事業 日常生活用具給付等事業	老人訪問看護ステーション
健康増進	障害者更生センター (宿泊)			老人福祉センター 老人憩の家 老人休養ホーム	健康診査(40歳以上)

7. 在宅・施設サービス

① 在宅（老人）サービス

事業の名称	事業の概要
ホームヘルプサービス	寝たきり老人等で日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する。
ショートステイ事業	寝たきり老人等を介護する家族が疾病等によって一時的に介護が困難になった場合に、施設で短期間介護を行う。 なお、この事業予算の中には、ホームケア促進事業（寝たきり老人等とその介護者を特別養護老人ホームに入所、宿泊させ、介護の実習等を行う）とナイトケア事業（夜間の介護が得られない痴呆性老人等を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームで介護する）が含まれる。
デイサービス事業	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサービスを提供するとともに、寝たきり老人等の家庭を訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する。
痴呆対応型老人共同生活援助事業 (グループホーム)	65歳以上の中程度の痴呆性高齢者（65歳未満であっても初老期痴呆に該当する者を含む）であって、①家庭環境等により、家庭での介護が困難な者。②おおむね身辺の自立ができており、共同生活を送ることの支障のない者（極端な暴力行動や自傷行為がある等共同生活を送ることが難しい者は除く）。
在宅介護支援センター運営事業	在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町村等関係機関との連絡調整等を行う事業、在宅介護支援センターは、24時間体制で、特別養護老人ホーム、老人保健施設等に設置されている。
日常生活用具給付等事業	寝たきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する。 ◇対象品目【特殊寝台、マットレス、エアーパット、腰掛便座（便器）、特殊尿器、火災警報器、自動消火器、体位変換器、老人用電話（貸与）、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、電磁調理器、移動用リフト、歩行支援用具、入浴補助用具】
高齢者サービス総合調整推進事業	保健・医療・福祉の各施設の調整と総合的推進を図る。 ◆都道府県指定都市レベル……高齢者サービス総合調整推進会議を設置 ◆市町村レベル……………高齢者サービス調整チームを設置
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。 ◆長寿社会開発センターの整備 ◆都道府県明るい長寿社会づくり推進機構の整備 ◆高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル市町村事業
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成
全国老人クラブ联合会助成事業	都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等及び都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成
都道府県高齢者総合相談センター運営事業	高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合相談体制の確立を図る。
高齢者能力開発情報センター運営事業	おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う。

② 施設（老人）サービス

事業の名称	事業の概要
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 軽費老人ホーム（ケアハウス） 老人短期入所施設 有料老人ホーム 老人デイサービスセンター 高齢者生活福祉センター 老人福祉センター 老人憩の家 老人休養ホーム 	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。
	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯か市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。
	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設、A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。
	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。
	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期入所させて養護する。
	常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する。
	65歳以上の人であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	過疎地等の高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設。
	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。
	地域の老人に対して、無料又は低廉な料金で教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設、老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの。
	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設、老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。

③ 在宅（身体障害）サービス

事業の名称	事業の概要
<p>更生援護</p> <ul style="list-style-type: none"> 診査・更生相談 更生医療の給付 補装具の交付 <p>身体障害者ホームヘルプサービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者短期入所事業（ショートステイ） 身体障害者デイサービス事業 <p>在宅介護支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具給付事業 身体障害者自立支援事業 市町村障害者生活支援事業 在宅重度身体障害者訪問診査事業 <p>社会参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の明るいくらし促進事業 障害者や高齢者にやさしいまちづくり促進事業 市町村障害者社会参加促進事業 在宅重度身体障害者通所援護事業 全国身体障害者スポーツ大会 	<p>身体に障害のある者の障害程度の判定・更生医療の適否・補装具の要否判定等のための診断や、身体障害者の更生のための相談に応じ、必要な指導を通して身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>一般医療によって、すでに治癒（欠損治癒、変形治癒等の不完全治癒）した身体障害者に対して、その日常生活能力、または職業能力を回復し、もしくは獲得（更生）させるもの。</p> <p>身体障害者の身体上の欠損又は機能の損傷を補うため、義肢、装具、補聴器、車いす等の補装具が交付され、また、その修理も行う。</p> <p>身体障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、身体障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事等のサービスを行うとともに、外出時に付添いが得られない視覚障害者にガイドヘルパーを派遣する。</p> <p>重度身体障害者を介護している家族が、疾病等の理由により、居宅における介護ができない場合に、その障害者を一時的に身体障害者更生援護施設に保護する。（疾病・出産・冠婚葬祭・事故・災害・失踪・出張・転勤・看護・学校等及び私的原因・訓練的理由等）</p> <p>地域において、在宅の身体障害者が通所して、創作的活動や機能訓練等を行うことを通じ、自立と社会参加を促進する。（基本事業、創作的活動、入浴・給食・介護・送迎サービス）</p> <p>在宅の重度身体障害者に対し、日常生活がより円滑に行われることを目的に、浴槽等の日常生活用具を給付又は貸与する。</p> <p>身体障害者向け公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者）による介助サービス等を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援する。</p> <p>在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援する。</p> <p>診査・更生相談の一環として実施されるものであるが、在宅の重度身体障害者を対象に、医師、看護婦、身体障害者福祉司等により、訪問診査班を編成して赴き、診査や更生相談を行う。</p> <p>障害者が住み慣れた地域社会の中で自立し、社会に参加できるようにするために必要な援助を行うことにより、障害の有無にかかわらず誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。</p> <p>障害者や高齢者の社会参加の基盤となる生活環境の改善にかかる地域社会全体としての合意づくりを推進し、すべての人々が暮らしやすいまちづくりを行う。</p> <p>障害者にとって最も身近な市町村において、障害者のニーズに応じた事業を実施することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>在宅重度身体障害者のための地域的な援護対策の一環として、地域の身体障害者福祉団体等が実施する通所による援護事業に対し、補助を行う。</p> <p>スポーツを通じて体力の維持、増強、残存能力の向上及び心理的、社会的更生の効果を図るとともに、国民の理解と、障害者の自立と社会参加の促進を図る。</p>

④ 施設（身体障害）サービス

事業の名称	事業の概要
更生施設 <ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 重度身体障害者更生援護施設 	<p>肢体不自由者が入所し、その更生に必要な治療及び訓練を行う。</p> <p>視覚障害者が入所し、その更生に必要な知識・技能及び訓練を行う。</p> <p>聴覚・言語障害者が入所し、その更生に必要な指導及び訓練を行う。</p> <p>内臓の機能に障害のある者が入所し、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び訓練を行う。</p> <p>重度の肢体不自由者が入所し、その更生に必要な治療及び訓練を行う。又は、内臓の機能に重度の障害のある者が入所し、医学的管理の下にその更生に必要な指導及び訓練を行う。</p>
生活施設 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者療護施設 身体障害者福祉ホーム 	<p>身体障害者であって常時介護を必要とする者が入所し、治療及び養護を行う。</p> <p>家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対して、居室その他の設備を利用させ必要なサービスを行う。</p>
作業施設 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者授産施設 重度身体障害者授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者福祉工場 	<p>身体障害者で、雇用されることの困難な者または生活に困窮な者等が入所し、必要な訓練を行い、かつ、職業を得て、自活できるようにする。</p> <p>重度の身体障害者で、雇用されることの困難な者等が入所し、必要な訓練を行い、かつ、職業を得て、自活できるようにする。</p> <p>身体障害者で、雇用されることの困難な者または生活に困窮な者等が通所し、必要な訓練を行い、かつ、職業を得て、自活できるようにする。</p> <p>身体障害者で、生産能力があっても、通勤事情のため、一般企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場。</p>
施設福祉施策 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者福祉センター（A型） 身体障害者福祉センター（B型） 身体障害者ディサービスセンター 	<p>身体障害者に対して各種の相談、機能訓練、教養の向上、スポーツレクリエーション等の保健、休養のために便宜を供与する。</p> <p>在宅障害者デイサービス事業の実施や身体障害者関係福祉団体に対する便宜の供与等適切な助言、指導を提供する。</p> <p>在宅の身体障害者が通所して、入浴、食事の提供のほか、創作活動、機能訓練等を行う。</p>
地域利用施設 <ul style="list-style-type: none"> 障害者更生センター 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設 補装具製作施設 盲人ホーム 	<p>障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、各種の相談、レクリエーション等を通して相互の親睦を深め、障害者の健康の増進と社会参加を図る。</p> <p>点字刊行物や声の図書の閲覧貸出を行う。</p> <p>点字刊行物を出版する施設。</p> <p>字幕（手話）入ビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う。</p> <p>無料又は低額な料金で義手などの補装具の製作や修理を行う。</p> <p>あんま、はり、きゅう等盲人の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う。</p>

⑤ 在宅（知的障害）サービス

事業の名称	事業の概要
	<p>知的障害者のための地域的な援護対策の一環として知的障害者の親の会が実施する作業指導、生活訓練等の通所による援護事業について助成することにより、地域社会が一体となって知的障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めること等を図る。</p> <p>在宅の重度知的障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促進し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、もって在宅重度知的障害児（者）の福祉の増進を図る。</p> <p>日常生活を営むのに支障がある知的障害者に、日常生活上の便宜を図るために用具を給付若しくは貸与する。</p> <p>重度の知的障害のため独立して日常生活を営むのに著しく支障のある知的障害児（者）を抱えている家庭をホームヘルパーが訪問し、家事・介護等を行い、生活の安定・援護を図る。</p> <p>在宅の知的障害児（者）等を介護している保護者が、一時的に家庭での介護が困難となった場合、当該重度知的障害児（者）を知的障害児（者）施設等に保護し、その知的障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図る。</p> <p>在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、障害児（者）施設の有する機能を活用し、身近な地域で相談指導等が受けられる療育機能の充実をはかるとともに、これらの療育機能を支援する都道府県域における療育機能との重層的な連携を図り、もって、障害児（者）の福祉の向上を図る。</p> <p>地域の中にある知的障害者グループホーム（共同生活を営む知的障害者に対し、食事提供等の生活援助体制を備えた形態をいう）での生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、自立生活を助長する。</p> <p>知的障害者通勤寮等に生活支援センターを設け、地域において単身で生活している知的障害者の地域生活に必要な支援を行うことにより、これら知的障害者の地域生活的安定と福祉の向上をはかる。</p> <p>在宅の知的障害者の社会的生活能力の向上とともに、その自主的な社会的活動を育成し支援することにより、地域における知的障害者の自立と社会参加の一層の促進を図る。</p> <p>知的障害者のスポーツの一層の発展を図るとともに、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加の促進を図る。</p> <p>知的障害者のための地域的な援護対策の一環として、知的障害者の親の会が実施する通所による援護事業について、全日本手をつなぐ育成会を通じて補助を行うことにより、地域社会が一体となって知的障害者の福祉を図る。</p> <p>在宅の知的障害者及びその保護者に知的障害者援護施設を一時的に利用されること（入所）により、生活訓練及び日常生活に関する正しい知識を習得させ、知的障害者の社会活動への参加を促進する。（15歳以上の児を含む）</p> <p>知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親に預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図る。</p>
在宅福祉施策	
通所事業	
在宅サービス	
社会参加	
就労関連	

※ 18歳未満の知的障害児については、児童福祉法では同様の措置が講じられる。

なお、15歳以上の者については、特例的に知的障害者福祉法による施設入所の措置の対象とすることが認められる。

⑥ 施設（知的障害）サービス

事業の名称	事業の概要
知的障害者のための施設 知的障害者援護施設	知的障害者更生施設（入所） 知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う。（必要により15歳以上）
	知的障害者更生施設（通所） 知的障害者を通所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う。（必要により15歳以上）
	知的障害者授産施設（入所） 知的障害者であって、雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる。（授産施設が与える職業に従事している者には、授産工賃を支給する）
	知的障害者授産施設（通所） 知的障害者であって、雇用されることが困難なものを通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる。（授産施設が与える職業に従事している者には、授産工賃を支給する）
	知的障害者福祉ホーム 就労している知的障害者に対して、家庭環境、住宅事情等の理由で住宅を求めている場合に、低額な料金で入居させ、日常生活に必要なサービスを提供する。
	知的障害児施設、知的障害児通園施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設を退所するなどして、すでに日常生活において身の回りの処理について自活していく、かつ、就労している15歳以上の知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言及び指導を行う。
知的障害者福祉工場	知的障害者であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理などの理由により一般企業に就職できない者を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立を促進する。
在宅知的障害者ディサービスセンター	地域において就労が困難な在宅の知的障害者が通所して文化活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高める。

⑦ 在宅・施設・医療（精神障害）サービス

事業の名称	事業の概要
保健及び福祉 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳 精神保健相談・訪問指導 社会復帰相談・訪問指導 	<p>精神障害者に対して（知的障害者を除く）、医療機関、保健所、社会復帰施設及び保護者等が連携し、一貫した対応を講ずることができるよう、また、各種の援助措置等を受けやすくするため、精神障害者保健福祉手帳を交付。</p> <p>保健所及び精神保健福祉センターで、精神障害者、家族等に対して精神保健福祉に関する相談指導を行う。</p> <p>回復途上にある精神障害者の社会適応を図るため、保健所で、精神障害者、家族等に対して社会復帰に関する相談指導を行う。</p>
社会進会等復帰事業促進 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム） 精神障害者社会適応訓練事業（通院患者リハビテーション事業） 精神障害者小規模作業所運営費助成事業 	<p>共同生活を営む精神障害者に対し、食事の世話、服薬指導、金銭出納等の生活援助体制を整えることで、精神障害者が地域で自立した生活を送ること。</p> <p>精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等を養うための社会適応訓練を行い、障害の再発防止と利用者の社会自立を促進する。</p> <p>在宅の精神障害者のため社会復帰の一環として、精神障害者の家族会が実施する社会適応訓練事業について補助を行うことにより、精神障害者の社会復帰の促進を図る。</p>
社会復帰施設 <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者生活訓練施設（援護寮） 精神障害者ショートステイ施設 精神障害者福祉ホーム 精神障害者授産施設（入所・通所） 精神障害者福祉工場 	<p>家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図る。（利用期間2年以内）</p> <p>在宅の精神障害者で、家族の疾病・冠婚葬祭・事故等の事由により、在宅での処遇が一時的に困難になった者を入所させる。（利用期間7日以内）</p> <p>現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図る。（利用期間2年以内）</p> <p>雇用されることの困難な精神障害者が自活することができるよう、低額な料金で、必要な訓練を行い、職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る。</p> <p>通常の事業者に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る。</p>
医療及び保護 <ul style="list-style-type: none"> 入院医療 通院医療 デイ・ケア 	<p>任意入院：精神障害者本人の同意に基づき入院する。 医療保護入院：自傷他害のおそれはないが、患者本人の同意が得られない場合の保護者の同意による入院。</p> <p>措置入院：入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある精神障害者を強制的に指定病院に入院させる。</p> <p>精神障害の適正な医療を普及し早期発見、早期治療によってその効果を高める。（公費負担）</p> <p>精神障害者に対して昼間の一定時間行われる生活指導等の通院医療。</p>

8. 施設の共同利用・相互利用・併設の状況

区分	入所対象者	設置	定員	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	老人福祉法	老人保健法
障害者福祉作業所	企業への就職が困難な者又は一旦就職したが職場適応しなかった者等で、一定期間作業所において自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させることが期待できる15歳以上の障害者とする。	運営主体：市町村	1型は 5名 2型は 10名 3型は 15名	○←→○			
在宅重度心身障害者等ディサービス事業 (重度心身障害児・者とは、重症心身障害児・者、重度知的障害児・者又は重度身体障害児・者をいう)	既存の授産施設等への通所が困難なおおむね15歳以上のおむねの重度心身障害者又はその介護を行う家族とする。 ただし、利用定員に支障がない場合には、15歳未満の在宅の重度心身障害児でも、養護学校の訪問教育を受けている児童又は就学前の児童であって通園の場を持たない場合には、事業の対象とする。また、在宅の15歳以上の中軽度心身障害者でも、介護の家族が昼間用事を足す間の保護等一時的サービスを受けることは可能とする。	障害者福祉作業所等に併設したディサービスセンターで実施することを原則とする。 単独設置又はその他適当な施設に併設することができるものとする。	1日当たりの目標利用人員は、おおむね6人以上とする。	○←→○			
小規模身体障害者療護施設の併設	身体障害者	特別養護老人ホーム（小規模特別養護老人ホームを除く）に併設する場合、同一の敷地内に設備の一部を共有	入所定員は、10人以上20人以下とすること。	○←→○			
授産施設の相互利用制度	身体障害者授産施設 (分場を含む) 重度身体障害者授産施設 (分場を含む) 身体障害者通所授産施設 身体障害者福祉工場 知的障害者授産施設 (分場を含む) 知的障害者福祉工場			○←→○			

9. 在宅の共同利用・相互利用の状況

区分	対象者	利用料	身体障害者福祉法	知的障害者福祉法	老人福祉法	老人保健法						
24時間対応訪問介護員(巡回型)事業 本事業は、平成7年度より老人訪問介護(ホームヘルプサービス)として、深夜等においても巡回して介護サービスを行う24時間対応型を実施している。	身体障害者、身体障害児、知的障害者、知的障害児、難病(老人福祉施設を中心に行っている)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>単価(案)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滞在型</td><td>身体介護 3,730／1単位 家事援助 1,460／1単位</td></tr> <tr> <td>巡回型</td><td>昼間帯 1,870／1回 早朝夜間 2,340／1回 深夜帯 3,730／1回</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 滞在型の1単位は1時間程度 2. 巡回型の1回は30分程度(深夜帯は20分程度) 3. 1単位・回には移動時間を含む。</p>	区分	単価(案)	滞在型	身体介護 3,730／1単位 家事援助 1,460／1単位	巡回型	昼間帯 1,870／1回 早朝夜間 2,340／1回 深夜帯 3,730／1回	○	○	○	
区分	単価(案)											
滞在型	身体介護 3,730／1単位 家事援助 1,460／1単位											
巡回型	昼間帯 1,870／1回 早朝夜間 2,340／1回 深夜帯 3,730／1回											
日帰り介護(デイサービス)事業	身体障害者、知的障害者、老人		○←→○	○←→○	身体障害3級以上の者で65～70歳未満の人							
短期入所(ショートステイ)事業	身体障害者、老人 平成5年11月から老人短期入所事業の実施施設において、身体障害者も利用できるよう相互利用を認めた。 重度身体障害者を介護している家族が、疾病等の理由により、居宅における介護ができない場合に、その障害者を一時的に身体障害者更生援護施設に保護する。		○←→○	○←→○	身体障害3級以上の者で60～64歳までの	人						
障害児通園施設の相互利用	知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設において、本来の対象とは異なる障害児の受け入れ。 相互利用の定員は、認可定員の2割までとする。 就学前の知的障害児、肢体不自由児又は難聴幼児とする。		○←→○	○←→○								

10. 障害者のための在宅サービス

①補装具の交付・修理

- ・視聴覚障害：盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器等
- ・聴覚障害：補聴器
- ・言語機能障害：人工咽頭
- ・肢体不自由：義肢、装具、車いす、電動車いす、電動リフト付電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、在位保持装置等
- ・膀胱又は直腸機能障害：ストマ用装具等

②日常生活用具の給付・貸与

- ・肢体不自由：浴槽、湯沸器、便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、電動タイプライター、ワードプロセッサー、点字ディスプレイ、特殊尿器、入浴担架、入浴補助用具、体位変換器、重度障害者用意思伝達装置、携帯用会話補助装置
- ・視聴覚障害：盲人用テープレコーダー、盲人用時計、盲人用タイムスイッチ、盲人用カナタイプライター、点字タイプライター、盲人用電卓、電磁調理器、盲人用体温計、盲人用秤、視覚障害者用拡大読書器、点字図書
- ・聴覚障害者：聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー
- ・内部障害：透析液加温器、酸素ポンベ運搬車、ネブライザー

③共通：火災警報機、自動消火器、緊急通報装置

④貸与：福祉電話、ファックス（取付料）

11. 在宅サービスの内容等

	身体障害者	知的障害者	精神障害者								
24時間対応訪問	<p>24時間対応訪問介護員（巡回型）事業：ホームヘルプサービス サービスの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 入浴、排泄、食事、衣類脱着、身体の清拭・洗髪、通院等の介助 (2) 調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡 (3) 生活、身上、介護に関する相談、助言 (4) 外出時の移動の介護等外出時の付き添いに関すること（(1)の業務の一環として行われる外出時の付添いを除く） (5) その他必要な介護、家事、相談、助言 	<p>心身障害児（者）ホームヘルプサービス事業 サービスの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 食事、排泄、衣類脱着、入浴、身体の清拭・洗髪、通院等の介助その他必要な身体の介護 (2) 調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、その他必要な家事 (3) 生活、身上、介護に関する相談、助言指導 (4) 外出時の移動の介護等外出時の付添いに関すること（(1)の業務の一環として行われる外出時の付添いを除く） 									
ショートステイ	<p>短期入所（ショートステイ）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加 (2) 私的的理由 (3) 訓練的理由 (4) 保護期間：7日以内（ただし、市町村長がやむを得ないと認める場合は延長される） 	<p>短期入所（ショートステイ）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加 (2) 私的的理由 (3) 訓練的理由 (4) 保護期間：7日以内（ただし、実施機関が診断書等によりやむを得ないと認める場合は延長される） 	在宅の精神障害者で、家族の疾病、冠婚葬祭、事故等の事由により、在宅での処遇が一時的に困難になった者を入所させる（利用期間7日以内）。								
デイサービス	<p>日帰り介護（デイサービス）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本事業 <ul style="list-style-type: none"> ①機能訓練：日常生活動作、歩行、家事訓練等 ②社会適応訓練：会話、手話、点字、カナタイプ、生活マナー等 ③更生相談：医療、福祉、生活の相談等 ④介護方法の指導：家族及びボランティア等に対する介護技術指導等 ⑤スポーツ、 レクリエーション：在宅の身体障害者の福祉の増進を図るために必要なスポーツ、レクリエーション等の事業 ⑥健康指導：健康チェック、健康相談 (2) 創作的活動事業 手芸、工作、絵画、書道、陶芸、園芸等の技術援助及び作業 (3) 入浴サービス：一般浴、介護浴 (4) 給食サービス：食事の提供 (5) 介護サービス：更衣、排せつ等の身体介助 (6) 送迎サービス：車いす利用者等のリフトバスによる送迎 	<p>在宅知的障害者デイサービス事業 内容により次の3類型となっており、地域の実情及び知的障害者の実態等に応じ、文化的活動を中心として、原則として週5日以上実施されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本型</td><td>基本事業、地域の実情に応じ任意選択事業を実施します。</td></tr> <tr> <td>重介護型</td><td>重度知的障害者（常時介護が必要な知的障害者）を主眼とし、基本事業、地域の実情に応じ任意選択事業、送迎サービスを実施します。</td></tr> <tr> <td>小規模型</td><td>基本事業、地域の実情に応じ任意選択事業を実施します。</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本事業 <ul style="list-style-type: none"> ①文化的活動：スポーツ、手芸、陶芸、木工、地域活動等の技術援助及び作業 ②機能訓練：日常生活動作、家事訓練等 ③社会適応訓練：会話、ワープロ、生活マナー等 ④家族等に対する介護、生活援助方法の指導 ⑤その他：在宅の知的障害者の福祉の向上を図るために必要な事業 (2) 任意選択事業 <ul style="list-style-type: none"> ①入浴サービス ②給食サービス (3) 送迎サービス 	類型	内 容	基本型	基本事業、地域の実情に応じ任意選択事業を実施します。	重介護型	重度知的障害者（常時介護が必要な知的障害者）を主眼とし、基本事業、地域の実情に応じ任意選択事業、送迎サービスを実施します。	小規模型	基本事業、地域の実情に応じ任意選択事業を実施します。	
類型	内 容										
基本型	基本事業、地域の実情に応じ任意選択事業を実施します。										
重介護型	重度知的障害者（常時介護が必要な知的障害者）を主眼とし、基本事業、地域の実情に応じ任意選択事業、送迎サービスを実施します。										
小規模型	基本事業、地域の実情に応じ任意選択事業を実施します。										

12. 各施設の職種・人員配置

区分		総数	施設長	医師	事務員	ケイワスカイ	職業指導員	主任指導員	指導員	作業指導員	心理判定員	理学療法士	作業療法士	看護婦	保健婦	寮母	介助員	聴能訓練士	あマソラージュ	機能判定員	栄養士	調理員	備考
身体障害者	肢体不自由者更生施設	15(2)	1	1(1)	1				1	5		○	1	1	1				○		1	4(1)	理学・作業療法士のどちらか1
	視覚障害者更生施設		1	1(1)	1		○		○					○					○	1	4(1)		
	聴覚・言語障害者更生施設		1	1(1)	1		○				○			○			○		○	1	4(1)		
	内部障害者更生施設	16(2)	1	1(1)	2				1	4				2							1	4(1)	
	重度身体障害者更生援護施設	28(1)	1	1	1				1	3		1	1	1	3	9	1		○		1	4(1)	□内は、概ね入所者数を4.1で除して得た数以上を置く。
	身体障害者療護施設	38(1)	1	1	1				1				1	3	24	1				1	4(1)	□内は、概ね入所者数を2.2で除して得た数以上を置く。	
	身体障害者授産施設	15(2)	1	1(1)	1				1	5				1							1	4(1)	
	重度身体障害者授産施設	21(2)	1	1(1)	1		○	1	6					1	4	1				1	4(1)	□内は、概ね入所者数を6.7で除して得た数以上を置く。	
知的障害者	知的障害者更生施設 (入所) (通所)		1	1(1)	2				○	○				○	○	1				1	4	□内は、入所者の数を4.3で除して得た数。	
			1	1(1)	1				○	○				—	—					1	2	□内は、通所による入所者の数を7.5で除して得た数。	
	知的障害者授産施設 (入所) (通所)		1	1(1)	2				○	○				○	○	1				1	4	□内は、入所者の数を4.3で除して得た数+1。	
			1	1(1)	1				○	○				—	—					1	2	□内は、通所による入所者の数を7.5で除して得た数+1。	
高齢者福祉	特別養護老人ホーム	26(2)	1	1(1)	1				1					3	13	1				1	4(1)	□内は、概ね入所者数を4.1で除して得た数以上とする。	
	養護老人ホーム	16(2)	1	1(1)	1				1					1	6					1	4(1)	□内は、概ね入所者数を9.3で除して得た数以上とする。	
	軽費老人ホーム	14(3)	1	1(1)	2(1)				1					1	4					1	4(1)		
	痴呆対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)		1	1(1)																		□内は、日中は、利用者に対して3.1の割合で職員を配置する	
高齢者保健	老人保健施設		1	1					○					○	○							□内は、概ね入所者数を4.1で除して得た数以上とする。	

※入所者定員 51～60人を想定した職員配置とする。()内の職員は、非常勤、嘱託医等の職員で再掲した。

13. 老人保健法の老人保健施設（いわゆる家庭と病院・福祉施設と家庭との中間に位置する中間施設）

「老人保健施設」とは、病状定期にあり、入院治療する必要がない、寝たきりの状態又はこれに準ずる状態にある高齢者・痴呆性老人が対象になっている。リハビリ、看護、介護を中心とした医療ケア、日常生活サービスを提供しながら入所者の自立を促し、家庭復帰を目的とする施設である。

◇利用できる人

老人医療受給者証を持っている人、身体障害者手帳を持っている人（3級以上で、65歳以上70歳未満）、初老期痴呆（アルツハイマー、ピック病）で次のいずれかに該当する人。

- ①病弱な寝たきり老人
- ②病弱で寝たきりに準ずる状態にある老人
- ③痴呆性老人
- ④初老期痴呆により痴呆の状態にある者（65歳未満でも可）

- ・「病弱」とは、高血圧性疾患、脳血管疾患後遺症などで病状が安定しており、入院による治療を必要としないが、医師の下での医学的管理が必要な状態であること。したがって、急性期にあるものや慢性疾患であっても病状が不安定なものは対象とならない。
- ・「寝たきり」とは、『「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について』（平成3年11月18日老健第102-2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知。以下「寝たきり度判定基準」という）による「寝たきり」に該当する状態であること。→下段参照
- ・「寝たきりに準ずる状態」とは、寝たきり度判定基準による「準寝たきり」に該当する状態であること。
- ・「痴呆性老人」及び「初老期痴呆により痴呆の状態にある者」とは、痴呆のため日常生活の自立が困難であり、かつ、その状態が継続すると認められる者であって、『「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について』（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）によるランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者であること。→次頁参照なお、精神症状又は問題行動のため行動制限を必要とする者や精神症状又は身体的合併症のため入院による治療を必要とする者は原則として対象とならないものであること。
- ・「初老期痴呆により痴呆の状態にある者」とは、具体的にはアルツハイマー病及びピック病の患者であること。

＜参考＞ 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する。 1. 交通機関等を利用して外出する。 2. 隣近所へなら外出する。
	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない。 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する。 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている。
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ。 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。 2. 介助により車いすに移乗する。
	ランク C	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。 1. 自力で寝返りをうつ。 2. 自力では寝返りもうたない。

<参考>痴呆性老人の日常生活自立度判定基準

ランク	判 定 基 準	見られる症状・行動の例	判定にあたっての留意事項及び提供されるサービスの例
I	何らかの痴呆を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。		在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能である。相談、指導等を実施することにより、症状の改善や進行の阻止を図る。 具体的なサービスの例としては、家族等への指導を含む訪問指導や健康相談がある。また、本人の友人づくり、生きがいづくり等心身の活動の機会づくりにも留意する。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、訪問指導を実施したり、日中の在宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止を図る。 具体的なサービスの例としては、訪問指導による療育方法等の指導、訪問リハビリテーション、デイケア等を利用したりリハビリテーション、毎日通所型をはじめとしたデイサービスや日常生活支援のためのホームヘルプサービス等がある。
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理など今までできたことにミスが目立つ等	
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との応対など一人で留守番ができない等	
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。		日常生活に支障を来すような行動や意思疎通の困難さがランクⅡより重度となり、介護が必要となる状態である。 「ときどき」とはどのくらいの頻度をさすかについては、症状・行動の種類等により異なるので一概には決められないが、一時も目が離せない状態ではない。 在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難であるので、訪問指導や、夜間の利用も含めた在宅サービスを利用し、これらのサービスを組み合わせることによる在宅での対応を図る。 具体的なサービスの例としては、訪問指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、ホームヘルプサービス、デイケア、デイサービス、症状・行動が出現する時間帯を考慮したナイトケア等を含むショートステイ等の在宅サービスがあり、これらのサービスを組み合わせて利用する。
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない時間がある。やたらに物を口に入れる・物を拾い集める・徘徊・失禁・大声・奇声をあげる・火の不始末・不潔行為・性的異常行為等が認められる。	
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢ a と同じ	
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢ a と同じ	常に目を離すことができない状態である。症状・行動はランクⅢと同じであるが、頻度の違いにより区分される。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱により在宅サービスを利用しながら在宅生活を続けるか、又は、特別養護老人ホーム・老人保健施設等の施設サービスを利用するかを選択する。 施設サービスを選択する場合には、施設の特徴を踏まえた選択を行う。
M	著しい精神症状や問題あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄・妄想・興奮・自傷・他害等の精神病状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等。	ランクⅠ～Ⅳと判定されていた高齢者が、精神病院や痴呆専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となつた状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。

14. 障害者手当関係

①障害基礎年金 年金額 1級 1,005,300円（月額83,775円）《平成11年4月～》
2級 804,200円（月額67,016円）

加算 子供（18歳まで）

子1人のとき 年額231,400円

子2人のとき 年額462,800円

子3人のとき 年額462,800円+77,100円×（子の数-2）

◇国民年金加入後の納付要件を満たしている被保険者又は20歳になる前から障害がある人（満20歳から支給）。

ただし、20歳になる前から障害のある人が受給する場合は、受給者本人の所得により支給制限や支給停止がある。

1級：重度の障害（おおむね身体障害者手帳1級・2級及び同程度の精神障害）

2級：中度の障害（おおむね身体障害者手帳3級・4級及び同程度の精神障害）

②特別児童扶養手当 月額 1級 51,550円《平成11年4月～》
2級 34,330円

◇障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している保護者。

ただし、児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合や、児童施設へ入所している場合は除く（20歳未満）。

1級：身体障害者手帳1級・2級程度の身体障害者又は療育手帳の判定がA程度の知的障害若しくは精神障害。

2級：身体障害者手帳3級程度の身体障害者又は日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障害若しくは精神障害。

③児童扶養手当 扶養児童 1人の場合 月額42,370円《平成11年4月～》
2人の場合 月額47,370円
3人目より1人につき 月額3,000円加算

◇父親が重度の障害者・父親がいない家庭の母親又は母親に代わり児童を養育している人等。

（満18歳になった後の最初の3月31日まで、又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）

④障害児福祉手当 障害児福祉手当 月額 14,610円《平成11年4月～》

◇日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の人。

ただし、障害を支給事由とする給付を受けている人や、社会福祉施設へ入所中の人は除く。

⑤特別障害者手当 特別障害者手当 月額 26,860円《平成11年4月～》

◇著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の人。

ただし、社会福祉施設へ入所中の人や、病院に3ヵ月を超えて入院している人は除く。

※併給ができるもの（社会福祉施設へ入所等した場合は支給停止）

①（本人）+⑤特別障害者手当（本人） ②（保護者）+④障害児福祉手当（本人）

15. 介護保険法による脳血管疾病・初老期の痴呆等の特定疾病候補一覧

(H11.1.10現在)

区分	含まれる疾病	疾病の特徴	備考	推計要介護者等数(万人)※注
初老期の痴呆	アルツハイマー病、ピック病、脳血管性痴呆、クロイツフェルト・ヤコブ病など	65歳未満で発症し、痴呆を来す疾患をすべて含み、基本疾患を問わない症候群。初老期に発症し、痴呆を主症状とする脳の一次性変性疾患である初老期痴呆の他、脳血管障害、ブリオン病、感染性疾患、中毒性疾患、腫瘍性疾患等を含む疾病群。	「初老期痴呆」は、脳に原因不明な変性が認められる一次性疾患であるアルツハイマー病、ピック病等が含まれる。なお、クロイツフェルト・ヤコブ病は特定疾患治療研究事業対象疾患である。	0.6
脳血管疾患	脳出血、脳梗塞など	脳血管の病的変化により神経症状をもたらす疾病群。脳血管の血流障害により脳実質が壊死を来す脳梗塞、脳血管の破綻による脳出血、クモ膜下出血等があり、意識障害、運動障害等を起こす。		6.2
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)		運動を司る神経細胞が変性、消失していくために、手足の脱力に始まり、呼吸や嚥下に必要な筋を含む全身の筋肉が萎縮していく疾病。	特定疾患治療研究事業対象疾患	0.2
パーキンソン病		安静時振戦、仮面様顔貌、歩行障害、筋固縮等の運動障害を来す神経変性疾患。	特定疾患治療研究事業対象疾患	0.9
脊髄小脳変性症		運動をスムーズに行うための調整を行う小脳、及びそれに連なる神経経路の変性が、慢性に進行性に経過するためにおこる運動失調(協調運動障害など)を主症状とする、原因不明の神経変性疾患。	特定疾患治療研究事業対象疾患	0.4
シャイ・ドレーガー症候群		起立性低血圧を中心に、排尿障害、発汗低下など自律神経症状が潜行性に進行し、小脳症状、パーキンソン病様症状等の中枢神経症状が加わって、進行性に経過する神経変性疾患。	特定疾患治療研究事業対象疾患	0.0
糖尿病性腎症 糖尿病性網膜症 糖尿病性神経障害		糖尿病に慢性に合併する割合の高い疾病。それぞれ腎不全、失明、知覚障害等、重篤な経過をたどりうる。	糖尿病のその他の合併症として重篤なものである血管障害は「閉塞性動脈硬化症」に含まれる。	2.2
閉塞性動脈硬化症		動脈硬化症による慢性閉塞性疾患で、間欠性跛行が初発症状であることが多く、病変が高度になると安静時痛、潰瘍及び壞疽が出現する。		0.2
慢性閉塞性肺疾患	肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎	気道の狭窄等によって、主に呼気の排出に関して慢性に障害を来す疾病。		0.6
両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症		変形性関節症とは、老化により膝関節の軟骨に退行変性が起こり、骨に変形を生じて関節炎を来す慢性の疾患、O脚や肥満が誘因となることが多く、中年の女性に多い。		1.0
慢性関節リウマチ		自己免疫性疾患の一つと考えられ、進行性の慢性に経過する多発性の関節炎を来す。関節のこわばり、腫脹、疼痛等を起こす。終局的に関節拘縮、関節強直を呈して日常生活動作が著しく障害される難治性疾患。	悪性関節リウマチは特定疾患治療研究事業対象疾患	1.1
後縦靭帯骨化症		脊椎の後縦靭帯に異常骨化により、脊髄又は神経根の圧迫障害を来す疾病で、頸椎に多い。上肢のしびれ、痛み、知覚鈍麻等が進行する。	特定疾患治療研究事業対象疾患	0.4
脊柱管狭窄症		脊髄の通り道である脊柱管が老化等により狭窄することによって、神経が圧迫され、腰痛、足の痛みやしびれ、歩行障害等を来す疾病。	広範脊柱管狭窄症は特定疾患治療研究事業対象疾患	0.0
骨粗鬆症による骨折		骨粗鬆症とは、骨組織の組成は正常であるが、単位体積あたりの量が減少した状態を呈する症候群をいい、老化等による内分泌の不調等によるものが多い。骨折部位は、前腕部や、大腿骨頸部、腰椎等の骨折が多く、閉経後の女性に多い。	骨粗鬆症があつて外力(事故等を含む)によつて骨折した場合も含む。	0.2
早老症 (ウェルナー症候群)		年齢のわりに早期に老化に似た病態を呈する症候群、白内障、白髪、脱毛、糖尿病、動脈硬化症等の早老性変化が見られる。		0.0

※平成5年、8年患者調査および平成7年国民生活基礎調査等に基づき推計。

16. 群馬県における療育手帳判定基準

項目	最重度（A精重）	重度（A精重）	中等度（B精中）	軽度（B精軽）	備考
知能検査結果	0～20	21～35	36～50	51～75	知能検査 ・鈴木ビネー ・田中ビネー
日常生活能力面	知的能力 文字の読み書きは出来ない。 数概念はない。	文字の読み書きは難しい。 数概念に乏しい。	簡単な文ならなんとか読むことができる。簡単な加減算ができる。	簡単な文を読み書きができる。 簡単な四則計算や金銭処理ができる。	社会生活能力検査 ・S-M社会生活能力検査
	意思疎通 言語がほとんどなく意思疎通不可。	言葉で簡単な要求ができる。	簡単な会話ならばできる。	日常会話はほぼ普通にできる。	
	身辺処理 全てにわたって介助が必要である。	部分的に介助が必要である。	身の回りの始末はほぼできる。ないし一部に介助が必要である。	身の回りの始末はできるが、T P Oに応じた配慮ができない。	
	社会性 対人関心に乏しく、集団行動ができない。	対人関心に乏しく、集団行動不十分。	簡単な社会生活のきまりを、ある程度理解できる。	簡単な社会生活のきまりに従って、ほぼ行動できる。	
	作業・職業 作業能力はない。	一つ一つ指示されれば簡単な作業ができる。	指示により単純作業ができ、就職可能な人もいる。	理解ある環境の中で就職できる。	

行動・保健面

行動面	自他傷・破壊・多動・無断外出・異食等が頻繁で、常時注意が必要である。
保健面	てんかん 服薬してもてんかんの重積発作等大きな発作が月数回以上、または、小さな発作が頻繁に起こり、常時注意看護が必要である。
	その他 種々の合併・疾病等のため、常時注意看護が必要である。

総合判定

通常は、知能検査結果と日常生活能力面を総合的に判断し判定する。さらに、行動面・保健面に該当する問題がある場合には、これらを加味して判定する。

17. 特定疾患・小児慢性特定疾患・育成医療の医療給付の概要 (その1)

実施主体：群馬県

特 定 疾 患								
目的	原因が不明であり、治療方法が確立していないいわゆる難病のうち特定疾患は、治療がきわめて困難であり医療費も高額となることから、特定疾患の患者に対し医療を給付することにより、医療研究を推進し、医療の確立及び普及を図るとともに、併せて患者の負担の軽減を図ることを目的とする。							
対象疾患	1 ベーチェット病 2 多発性硬化症 3 重症筋無力症 4 全身性エリテマトーデス 5 スモン 6 再生不良性貧血 7 サルコイドーシス 8 筋萎縮性側索硬化症 9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 10 特発性血小板減少性紫斑病 11 結節性動脈周囲炎 12 潰瘍性大腸炎 13 大動脈炎症候群 14 ビュルガーパー病 15 天疱瘡	16 脊髄小脳変性症 17 クローン病 18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 19 悪性関節リウマチ 20 パーキンソン病 21 アミロイドーシス 22 後縦靭帯骨化症 23 ハンチントン舞蹈病 24 ウィリス動脈輪閉塞症 25 ウェゲナー肉芽腫症 26 特発性拡張症（うつ血型）心筋症 27 シャイ・ドレークー症候群 28 表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型） 29 膜性乾癬 30 広範脊柱管狭窄症	31 原発性胆汁性肝硬変 32 重症急性胰炎 33 特発性大腿骨頭壊死症 34 混合性結合組織病 35 原発性免疫不全症候群 36 特発性間質性肺炎 37 細胞色素変性症 38 クロイツフェルト・ヤコブ病 39 原発性肺高血圧症 40 神経線維腫症 41 亜急性硬化性全脳炎 42 バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群 43 特発性慢性肺血栓塞栓症（肺高血圧型） 44 ファブリー（Fabry）病					
	医療の給付の対象となる者（対象患者）は次の要件を満たしている者とする。ただし、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者は除くものとする。 (1) 群馬県に居住している者 (2) 対象疾患と診断され実施医療機関において当該疾患に関する医療を受けている者 (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者及び健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）に規定による被保険者又は被扶養者並びに老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けている者							
実施機関	対象疾患に関する医療を行う医療機関は、知事と契約を締結した医療機関（健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は老人保健法に規定する指定老人訪問看護事業者を含む）とする。							
給付申請	1. 給付を受けようとする者（申請者）は、特定疾患医療給付申請書に医療を受ける実施医療機関の臨床調査個人票及び住民票の写しを添えて、申請者の住所を管轄する保健所の長（管轄保健所長）を経由して知事に申請しなければならない。ただし、過去に給付を受けていた者が再度申請をする場合に、前回の承認機関満了の日から6カ月以内であり、かつ、申請者の氏名、住所に変更がない場合は、住民票の添付を省略することができる。 2. 臨床調査個人票は、対象疾患毎の様式とし、別に定める。 3. 申請者による申請が困難であると認められる場合、申請者の保護者又は実施医療機関の長は、申請者に代わり給付の申請をすることができる。 ○承認内容変更等の届出……………省略 ○老人保健法第25条第1項該当者の再申請…省略 ○継続の申請及び決定……………省略 ○重症患者認定の申請・認定……………省略							
給付の内容	対象疾患とそれに起因する併発疾病の治療で、健康保険の規定により保険者が負担する金額を控除した額を給付する。 (1) 診察 (3) 医学的処置、手術及びその他の治療 (5) 看護 (7) 訪問看護 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (4) 病院又は診療所への入院 (6) 移送							
給付の額	1. 知事は、給付の申請を受理したときは、別に定める群馬県民健康会議特定疾患部会審査専門委員会の審査を経て給付の承認及び不承認の決定を行う。 2. 前項の規定により申請者に対して、承認とした場合は特定疾患医療受給者証（対象患者が老人保健法第25条第1項に該当する場合には特定疾患老人保健法一部負担等受給者証）「患者負担あり」を交付し、不承認とした場合は特定疾患医療給付不承認通知書により管轄保健所長を経由してその旨を通知するものとする。ただし、前項の承認の決定に加えて、第16条第1項による重症患者の認定が行われた場合並びにスモン、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性胰炎及びクロイツフェルト・ヤコブ病と承認した場合は、特定疾患医療受給者証（対象患者が老人保健法第25条第1項に該当する場合には特定疾患老人保健法一部負担等受給者証）「患者負担無」を交付するものとする。 3. 第1項の規定により給付を決定した者の承認機関は、原則として管轄保健所において申請書を受理した日から当該年度の末日までとする。ただし、劇症肝炎及び重症急性胰炎の患者として給付を決定した者については、承認機関は、原則として申請書を受理した日から6カ月間とする。 (給付の額) 1. 対象疾患に関する医療について、知事が負担する費用の額（給付額）は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第237号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年9月厚生省告示第296号）」又は「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年3月厚生省告示第72号）」、「老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第253号）」、「老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成4年2月厚生省告示第29号）」により算定した額の合計額から医療保険各法又は老人保健法の規定による医療に関する給付に關し保険者が負担すべき額を控除した額及び医療保険各法の規定による一部負担金の額を控除した額とする。							
	<table border="1"> <tr> <td>自己負担分の全額公費負担が継続される疾患</td> <td>・難病のために日常生活に著しい支障のある重症患者 ・スモン、クロイツフェルト・ヤコブ病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性胰炎の患者</td> </tr> <tr> <td>上記以外の患者の一部自己負担の内容</td> <td>入院患者の自己負担限度額 医療費と食事療養費を含めて、1医療機関につき月額14,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院以外の自己負担限度額 薬剤の一部負担金を含めて、1医療機関につき月額2,000円 (1日につき1,000円を限度に月2回までの支払いが必要) ただし、訪問看護、院外処方による調剤薬局での薬剤費については、患者一部負担は生じない。</td> </tr> </table>			自己負担分の全額公費負担が継続される疾患	・難病のために日常生活に著しい支障のある重症患者 ・スモン、クロイツフェルト・ヤコブ病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性胰炎の患者	上記以外の患者の一部自己負担の内容	入院患者の自己負担限度額 医療費と食事療養費を含めて、1医療機関につき月額14,000円	
自己負担分の全額公費負担が継続される疾患	・難病のために日常生活に著しい支障のある重症患者 ・スモン、クロイツフェルト・ヤコブ病、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、重症急性胰炎の患者							
上記以外の患者の一部自己負担の内容	入院患者の自己負担限度額 医療費と食事療養費を含めて、1医療機関につき月額14,000円							
	入院以外の自己負担限度額 薬剤の一部負担金を含めて、1医療機関につき月額2,000円 (1日につき1,000円を限度に月2回までの支払いが必要) ただし、訪問看護、院外処方による調剤薬局での薬剤費については、患者一部負担は生じない。							
受給者証の提示	受給者証の交付を受けた者（受給者）は、給付を受けようとするときは、被保険者証、組合員証、老人医療受給者証等（保険証等）とともに受給者証を実施医療機関に提示しなければならない。							

17. 特定疾患・小児慢性特定疾患・育成医療の医療給付の概要 (その2)

実施主体：群馬県

小児慢性特定疾患		
目的	小児慢性疾患のうち、特定の疾患については長期の療養が必要で、高額な医療費と家族の介護を要し、これを放置することは児童の健全な育成を阻害することになるため、治療研究を推進し併せて患者家庭における経済的、精神的負担の軽減に資することを目的とする。	
対象疾患	次に掲げる疾患に罹患している満18歳未満（悪性新生物、慢性腎疾患、ぜんそく、慢性心疾患、内分泌疾患のうち成長ホルモン分泌不全性低身長症（下垂体性小人症）、膠原病、先天性代謝異常のうち軟骨異常症及び血友病等血液疾患については20才未満）の児童。	
対象者	対象疾病	治療研究期間
	悪性新生物 内分泌疾患 糖尿病 先天性代謝異常 血友病等血液疾患	原則として1年以内とする。 入院及び通院
対象者	膠原病 慢性腎疾患 ぜんそく 慢性心疾患 神経・筋疾患	原則として1年以内とする。 (ただし、1カ月以上の入院を必要とするものに限る) 入院のみ（ただし別に定めをするときには通院をも対象とすることができる）
実施機関	対象疾患の治療を行う医療機関は、群馬県特定疾患医療給付実施要項第6条に基づいて、知事と委託契約を締結した医療機関（健康保険法（大正11年法律第144号）第44条ノ4第1項に規定する指定訪問看護事業者を含む）とする。	
給付申請	1. 給付を受けようとする対象者若しくは当該対象者の保護者（申請者）は、その対象疾患について、小児慢性特定疾患医療給付申請書（様式1-1「新規用」）に医療を受ける実施医療機関の意見書（疾患区分ごとに様式2-(1)～様式2-(11)、成長ホルモン分泌不全性低身長症（下垂体性小人症）等により成長ホルモン治療を行う場合は、加えて様式2-(12)若しくは様式2-(13))及び住民票の写しを添えて、住所地を管轄する保健所の長（管轄保健所長）を経由して知事に申請するものとする。ただし、過去に給付を受けている者が再度申請する場合に、前回承認機関満了の日から6カ月以内であり、かつ、申請者の氏名、住所に変更がない場合は、住民票の添付を省略することができる。 2. 管轄保健所長は、申請書を受理したときは、記載内容等を審査のうえ、速やかに知事に進達するものとする。 ○承認内容の変更等の申請及び決定………省略 ○継続の申請及び決定………省略	
給付の内容	給付の対象となる医療（給付対象医療）の範囲は、次のとおりとし、現物給付により行うものとする。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送	
給付の決定・給付の額	1. 知事は、前条（給付の申請）の申請を受理したときは、別に定める群馬県民健康会議特定疾患部会審査専門委員会の審査を経て給付の適否を決定し、申請者に対して、小児慢性特定疾患医療受給者証（様式3）又は小児慢性特定疾患医療給付不承認決定通知書（様式4）を管轄保健所長を経由して交付するものとする。 2. 前項により給付を決定した者の承認機関は、管轄保健所において申請書を受理した日から原則として、その日の属する年度の末日までとする。 (給付の額) 1. 給付対象医療について、県が負担する費用の額（給付額）は、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）」、「入院時食事療養費に係る食事療法の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第237号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年9月厚生省告示第296号）」により算定した合計額から医療保険に関する各法令の規定による医療に関する給付に關する保險者が負担すべき額を控除した額とする。 ただし、生活保護法に基づく被保護者であって、医療保険各法の適用がない場合には、県は「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）」、「入院時食事療養費に係る食事療法の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第237号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年9月厚生省告示第296号）」により算定した合計額を負担することとする。	
受給者証の提示	受給者証を交付された者（受給者）が医療の給付を受けるときは、保険証とともに受給者証を実施医療機関に提示するものとする。	